

## 第2章 平時の備え

発災時に災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理を行うため、平時から災害廃棄物の処理体制を整備する。

### 1 し尿処理業務

#### (1) 仮設トイレ

災害時におけるトイレ対策として、他市町村及び民間事業者等との仮設トイレの協力支援協定を結ぶ等により対策の充実を図る。

#### (2) 簡易トイレ等

簡易トイレ及び紙おむつ等の備蓄状況は、表2-1及び表2-2に示すとおりである。

表2-1 簡易トイレ等の備蓄状況

地区	備蓄場所	トイレテント	マンホールトイレ		簡易型トイレ		組立式簡易トイレ		計
			マンホールトイレ	浄化槽一体型	サンターⅡ	処理セット	障害者対応	六角バクト	
池子	池子小学校	1			96	200			297
	豆子中学校	2			96	1,200			1,298
	消防署北分署		1						1
	第一運動公園		1		0				1
	保健センター				48	1,200			1,248
	県立豆子高等学校				48	1,200			1,248
	豆子ホームせせらぎ				36	540			576
	計	3	2	0	324	4,340	0	0	4,669
小坪	小坪小学校	1		5	96	580	1		683
	消防署小坪分署		1		48	1,200			1,249
	小坪滝ヶ谷住宅		2		144	360			506
	小坪小学校区コミュニティセンター				48	1,080			1,128
	湘南の風もやい				30	720			750
	計	1	3	5	366	3,940	1	0	4,316
桜山	消防本部		1						1
	療育教育総合センター				36	720			756
	県立逗葉高等学校				48	1,260			1,308
	ファミール豆子シーサイドヒルズ				48	960			1,008
	福祉会館				48	1,200			1,248
	計	0	1	0	180	4,140	0	0	4,321
新宿	被露山公園		1		126	3,600			3,727
	豆子開成学園				96	1,440			1,536
	計	0	1	0	222	5,040	0	0	5,263
豆子	豆子小学校	2		5	90	1,200	1		1,298
	聖マリア小学校				48	1,200			1,248
	オーケー豆子店				60	2,520			2,580
	サングレイス豆子				18	400			418
	豆子パーク・ホームズ				30	720			750
	計	2	0	5	246	6,040	1	0	6,294
沼間	沼間小学校	2		5	96	200	1		304
	沼間中学校	2			96	300	1	1	400
	沼間小学校区コミュニティセンター				48	1,200			1,248
	豆子杜の郷				48	720			768
	計	4	0	5	288	2,420	2	1	2,720
久木	久木小学校	2		5	102	240	1	1	351
	久木中学校	1			12		1		14
	聖和学院				48	240			288
	聖和学院第二グラウンド				48	1,200			1,248
	豆子清寿苑				36	540			576
	久木中小共同運動場				384	1,200	1		1,585
	計	3	0	5	630	3,420	3	1	4,062
<b>合計</b>	<b>13</b>	<b>7</b>	<b>20</b>	<b>2,256</b>	<b>29,340</b>	<b>7</b>	<b>2</b>	<b>31,645</b>	

出典：豆子市経営企画部防災安全課資料（令和3年1月現在）

表2-2 紙おむつ等の備蓄状況

(単位：枚)

備蓄場所	品名 大人用紙おむつ	大人用紙おむつ (尿パット)	乳幼児用紙おむつ (Mサイズ)	乳幼児用紙おむつ (Lサイズ)
第一運動公園	576	—	—	—
久木小学校	280	636	—	—
久木中学校	142	676	—	—
小坪小学校	648	936	856	764
小坪小学校区コミュニティセンター	—	44	—	—
沼間小学校	1,748	4,176	192	174
沼間中学校	142	470	264	432
沼間小学校区コミュニティセンター	—	44	—	—
逗子開成学園	50	90	264	216
逗子小学校	734	936	720	390
逗子中学校	440	1,440	—	—
聖和学院	562	811	—	—
小坪滝ヶ谷住宅	930	—	264	432
池子小学校	648	936	264	216
療育教育総合センター	—	132	—	—
逗子ホームせせらぎ	220	360	—	—
逗子清寿苑	220	360	—	—
計	7,340	12,047	2,824	2,624

出典：逗子市経営企画部防災安全課資料（令和3年1月現在）

### （3）し尿の収集・処理体制の確保

仮設トイレの設置場所等を基に、し尿の収集ルートを検討するとともに、民間事業者・団体や他市町村、県等と広域的な収集・処理体制を確保する。

## 2 生活ごみ・避難所ごみ処理業務

### (1) 生活ごみ・避難所ごみの収集・処理体制の検討

発災時は、簡易トイレ等の便袋等、平時に処理をしている廃棄物とは性状が異なる廃棄物が発生するため、それを踏まえた分別・保管方法等や、既存の処理施設における受入条件等の検討を行う。収集ルートは、平時の収集ルートを基本とした上で、避難所ごみの収集も考慮して決定する。生活ごみ・避難所ごみの基本的な処理の流れを図2-1に示す。

また、市の収集車両及び処理施設の損壊等により、市だけでは対応が困難な場合を想定し、民間事業者・団体や他市町村、県等からの支援を含めた収集体制の検討を行う。

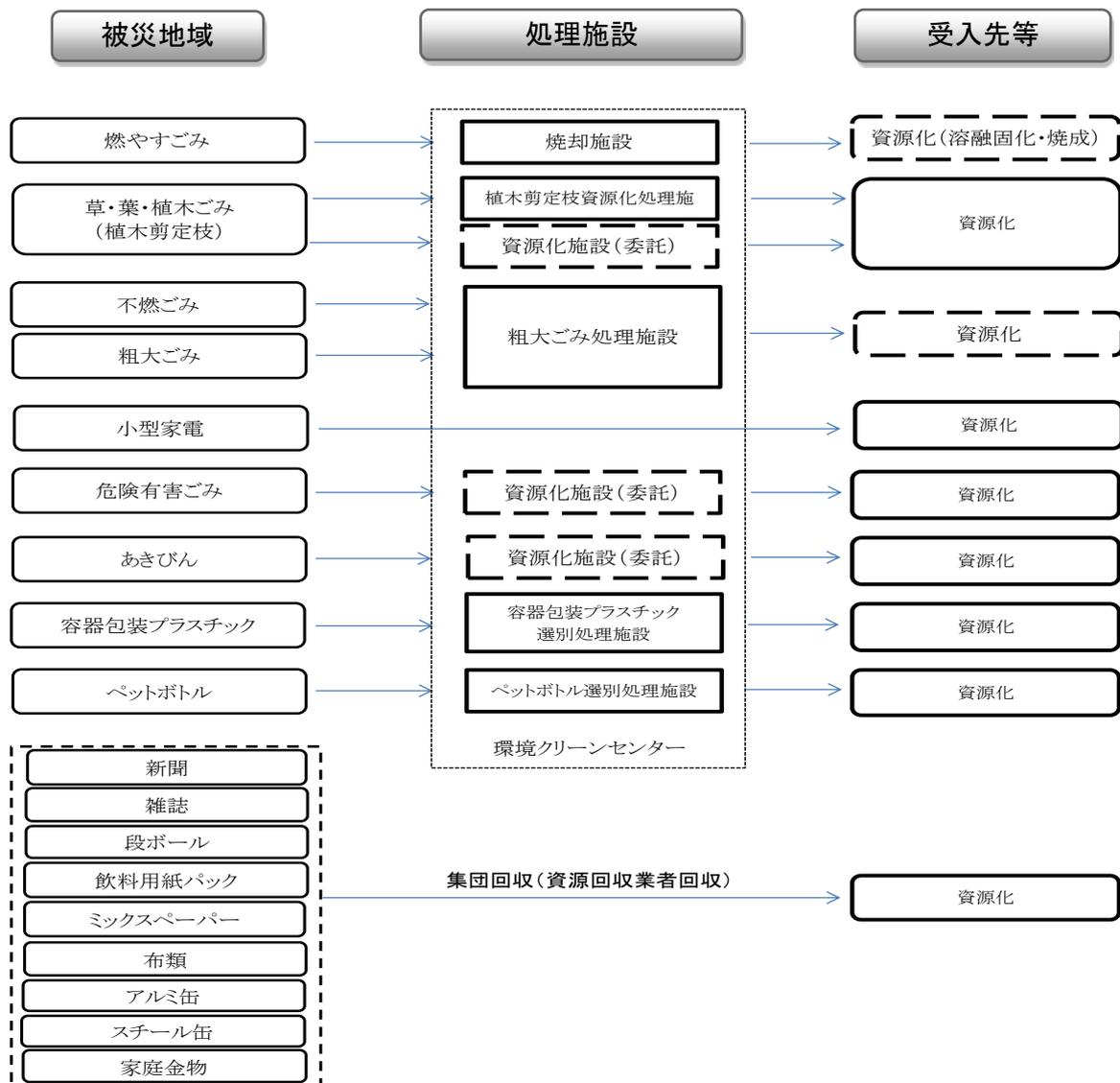


図2-1 生活ごみ・避難所ごみの処理の全体の流れ

### 3 災害廃棄物処理業務

#### (1) 仮置場候補地の確保

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理及び再使用・再生利用を図るため、発災後、速やかに仮置場を設置する。

推計した災害廃棄物発生量に基づき、算定した仮置場の必要面積は表2-3及び表2-4のとおりである。

表2-3 地震災害時の仮置場の必要面積

対象地震	災害廃棄物発生量 (t)	仮置場の必要面積 (m <sup>2</sup> )
都心南部直下地震	160,190	46,300
三浦半島断層群の地震	321,750	91,000
神奈川県西部地震	4,800	1,400
東海地震	158,050	45,700
南海トラフ巨大地震	356,930	103,200
大正型関東地震	948,550	269,100

表2-4 風水害時の仮置場の必要面積

対象風水害	災害廃棄物発生量 (t)	仮置場の必要面積 (m <sup>2</sup> )
昭和41年6月28日台風4号	910	230
昭和36年6月28日集中豪雨	8,900	2,200

#### ア 仮置場候補地の選定

仮置場候補地について、資料「災害廃棄物対策指針 技術資料18-3」抜粋(環境省)に示す条件等を基に選定すると、仮置場として可能な公有地は表2-5に示すとおりとなる。

表2-5 仮置場候補地

地区	場所	面積(m <sup>2</sup> )	土地規制等	備考
池子地区	第一運動公園	55,576		
	アザリエ山下公園	3,072	土砂 <sup>2)</sup> ・津波 <sup>3)</sup>	
小坪地区	披露山公園(駐車場)	1,716 <sup>1)</sup>		
	小坪海浜公園	3,482		
	小坪飯島公園	5,225		
沼間地区	アーデンヒルつどいの広場	5,894	津波 <sup>3)</sup>	
	グリーンヒルつばき公園	2,120	一部土砂 <sup>2)</sup> ・津波 <sup>3)</sup>	地元の一時避難場所
	沼間三丁目公共施設整備地区	22,000		
久木地区	久木中小共同運動場	23,273		
面積 計		120,642		

(注) 1)披露山公園駐車場面積は図面からの推計値 2)土砂災害警戒区域 3)津波一時避難場所

参考 「災害廃棄物対策指針 技術資料 18・3」 抜粋 (環境省)

■ 仮置場候補地の選定に当たってのポイント

- 以下の場所等を参考に、表1に示す条件を考慮して仮置場の候補地を選定する。
  - ① 公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設、港湾等の公有地(市有地、県有地、国有地等)
  - ② 未利用工場用地等で、今後の用途が見込まれておらず、長期にわたって仮置場として利用が可能な民有地(借り上げ)
  - ③ 二次災害のリスクや環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域  
 ※空地等は災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等としての利用が想定されている場合もあるが、調整によって仮置場として活用できる可能性もあるため、これらも含めて抽出しておく。
- 都市計画法第6条に基づく調査で整備された「土地利用現況図」を参考に仮置場の候補地となり得る場所の選定を行う方法も考えられる。
- 候補地の合計面積が災害廃棄物処理計画上の必要面積に満たない場合は、表1に示す条件に適合しない場所であっても、利用可能となる条件を付して候補地とするとよい。(例：街中の公園…リサイクル対象家電(4品目)等、臭気発生の可能性の低いものの仮置場としてのみ使用する等)

表1 仮置場候補地の選定に当たってのチェック項目(抜粋)

項目	条件	理由	
所有者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公有地が望ましい(市区町村有地、県有地、国有地)が望ましい。</li> <li>・地域市民との関係性が良好である。</li> <li>・(民有地の場合)地権者の数が少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時には迅速な仮置場の確保が必要であるため。</li> </ul>	
面積	一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広いほどよい。(3,000m<sup>2</sup>は必要)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な分別のため。</li> </ul>
	二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広いほどよい。(10ha以上が好適)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設処理施設等を設置する場合があるため。</li> </ul>
平時の土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地、校庭、海水浴場等は避けたほうがよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原状復旧の負担が大きくなるため。</li> </ul>	
土地利用規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諸法令(自然公園法、文化財保護法、土壤汚染対策法等)による土地利用の規制がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手続、確認に時間を要するため。</li> </ul>	
道路状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前面道路の交通量は少ない方がよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の搬入・搬出は交通渋滞を引き起こすことが多く、渋滞による影響がその他の方面に及ばないようにするため。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前面道路は幅員6.0m以上がよい。二</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型車両の相互通行のため。</li> </ul>	

	車線以上がよい。	
周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅密集地でないこと、病院、福祉施設、学校に隣接していないほうがよい。</li> <li>・企業活動や農林水産業、市民の生業の妨げにならない場所がよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粉じん、騒音、振動等による市民生活への影響を防止するため。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道路線に近接していないほうがよい。</li> </ul>	火災発生時の鉄道への影響を防ぐため。

### イ 仮置場の設置・運営方法の検討

仮置場への受入条件や、分別保管方法、安全対策等は、候補地の立地条件等を考慮して検討する。

### (2) 処理可能量の把握

市の所有するごみ処理施設での災害廃棄物処理可能量を推計すると表2-6に示すとおりである。

表2-6 災害廃棄物処理可能量

項目	焼却施設*1	粗大ごみ処理施設*2	最終処分場
計画処理能力(残容量)	140 t/日	30 t/日	3,406 m <sup>3</sup>
年間最大処理可能量	29,484 t/年	6,240 t/年	— m <sup>3</sup>
直近の年間処理量	16,348 t/年	883 t/年	0 m <sup>3</sup>
災害廃棄物処理可能量	13,136 t/年	5,357 t/年	3,406 m <sup>3</sup>

\*1：1炉1ヶ月連続運転、1週間点検・清掃、年1回定期点検1ヶ月（年間270日稼働）（クリンカ付着等により1ヶ月連続）

\*2：週1回定期点検・清掃（年52週、週6日運転）

年間最大処理可能量

	施設規模 (t/日)		稼働日数 (日)		負荷率	=	
焼却施設*	140	×	270	×	0.78	=	29,484
粗大ごみ処理施設**	30	×	260	×	0.8	=	6,240

\*1 炉1ヶ月連続運転、1週間点検・清掃、年1回定期点検1ヶ月（年間270日稼働）（クリンカ付着等により1ヶ月連続）

\*\*週1回定期点検・清掃（年52週、週5日運転）

## 4 庁内の組織・人員体制の構築

災害廃棄物を早急に処理できる体制を構築できるよう、平時から関係部署と組織・人員体制を検討する。

特に、災害廃棄物処理事業には、土木積算等による業務発注や適切な工程管理等が必要となるため、土木・建築の知識と経験が必須となる。

また、大量の災害廃棄物を処理するため、処理に係る予算の確保や各契約の手続き、国への補助金申請等、財務・経理に係る事務作業が多く発生する。

そのため、土木・建築及び財務経験職員（OBも考慮）のリストを作成し、平時において連絡体制を構築しておく。

## 5 職員の教育訓練

### (1) 職員の教育

災害時に処理計画が有効に活用されるよう教育訓練を継続的に行っていく。また、災害廃棄物や産業廃棄物処理技術に関する知識・経験を有する専門家を交えた教育訓練や研修会を活用し、知識、経験を有する職員を育成する。

このような教育訓練や研修会を、段階を踏みながら継続的に行うことで、核となる人材の育成に努める。

### (2) 訓練の実施

ごみ処理広域化ブロック内の市・町、県、民間事業者・団体等と連携して、情報伝達訓練や図上訓練を実施する。

## 6 一般廃棄物処理施設の強靱化等

### (1) 施設の強靱化

大規模災害に備え、既存の廃棄物処理施設の強靱化を図る。

### (2) 業務継続計画（BCP）の策定

一般廃棄物処理施設は災害廃棄物処理の拠点となる施設であるため、廃棄物処理施設の業務継続計画を策定する。

\*業務継続計画とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等、利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務及び継続性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模災害時においても適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

### (3) 施設の補修体制の整備

発災時に施設を迅速に稼働できるように施設等の修復に関する手引きを作成する等、平時から施設の点検・補修体制を整備する。

### (4) 備蓄資機材の確保

ごみ焼却施設等の一般廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、補修等に必要な資材及び重機等の機器（以下「資機材」という。）や再稼働に必要な燃料・薬品等の備蓄を行う。

そのため、災害の内容や程度をあらかじめ予測し、修復するための点検手引きを作成しておくとともに、点検・修復に備え当該施設の補修予定事業者等との連絡・協力体制を確立しておく。

## 7 協力体制の構築

### (1) 他市町村等との相互援助体制の構築

非常時における一般廃棄物の適正処理の保持及び生活環境の保全を図るため、他市町村等と相互援助協定を締結する。必要に応じて協定を見直していく。

現在、他市町村等と締結している相互援助協定は、表1-12に示したとおりである。さらに、他市町村や県と連携し、当該区域を越えた相互支援体制の検討を行っていく。

### (2) 民間事業者・団体等との連携

民間事業者との協定は、表1-12に示したとおりで、今後民間事業者・団体、NPO法人、ボランティア等との連携体制について検討を行っていく。

## 8 市民等への啓発・広報

災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するためには、市民・事業者の理解・協力が重要となる。

そのため、平時より、災害廃棄物発生量の抑制や処理の迅速化、資源化の促進に対する理解が得られるよう、表2-6に示す内容等について啓発及び広報活動を行う。

表2-6 啓発及び広報内容

種 類	啓発及び広報内容
全 般	・ 混乱に乗じた不法投棄及び野焼き等の不適正処理は禁止。
生活ごみ	・ 原則として平時と同様の分別とする。 ・ ただし、被災状況によっては資源物等の収集ができない場合もあるが、その場合も分別し、収集が再開されるまで自宅で保管する。
避難所ごみ	・ 生活ごみと同様の分別をするとともに、できるだけごみを出さないよう努める。
災害廃棄物	・ がれき等を道路上に排出すると緊急車両等の通行の妨げとなるため、指定の仮置場に排出する。 ・ 仮置場には、災害とは関係のない生活ごみ・事業ごみ等便乗ごみの排出を禁止する。
事業ごみ	・ 発災初動期は、事業ごみの処理施設への搬入を原則停止する。受入再開まで、事業者が適切に保管する。 ・ 産業廃棄物は平時と同様に事業者の責任で適正に処理する。

◆啓発・広報の手法

<災害時の広報手法>

・ 防災行政無線、広報車、ポスター、チラシ、災害支援に関する広報誌の戸別配布・回覧、説明会、ホームページ、SNS、テレビ・ラジオ・新聞、ごみ分別アプリ

<平常時の啓発・広報手法>

・ ホームページ、ごみカレンダー、広報誌、防災訓練、ごみ分別アプリ

## 9 平時の備えの点検

平時の備えは、発災時に災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できる体制の整備を推進するために行う。

研修会や訓練の効果を検証する等、取組状況について点検を行う。

